

令和6年(行ウ)第452号
原告 神山美智子 外8名
被告 東京弁護士会 外3名

証拠説明書

令和7年9月18日

東京地方裁判所民事2部DC係 御中

原告兼原告ら代理人弁護士 齊藤 誠
同 上 弁護士 道本幸伸

甲号証	標目(原本はその旨表示/他は写)	作成日/作成者	立証趣旨
36-1	われらの弁護士会史	昭和46年12月20日/被告一弁	宣誓式制度が創設された昭和8年当時は会長が新入会員に「告示」する形式であったが、昭和33年に会長が「會記」の趣旨要領を説明し、新入会員が宣誓書を朗読して署名する形に改正されたこと。宣誓書は「本会創立の精神を尊重する」「会員相互に協調融和に努める」「役員は人格見識あるものが衆望を担って選任される伝統を尊重する」などの内容となっている。
-2	第一東京弁護士会会報ナンバー191	昭和60年1月10日/被告一弁	昭和60年の長野会長の挨拶文である。①被告一弁の独特な行事として新入会員宣誓式があり昭和8年から行われていること②昭和32年から新入会員が宣誓書を朗読する形に改訂されたこと③宣誓書は「會記」の趣旨を要約したこと④一弁会員は例外なく宣誓式を経験していることを説明している。
-3	同上ナンバー235	平成4年4月/被告一弁	平成に入っても宣誓式が続けられたが、宣誓式を主宰した常議員会議長が「なんとなく違和感を覚えるようになった」との感想を公にしている。
-4	同上新入会員紹介特集号	令和6年2月/被告一弁	令和になっても宣誓式が行われ同5年度会長が、新入会員に対して原嘉道初代会長作成の「會記」を創立の精神として脈々と受け継がれているとして「道義的精神によって結合すべき」「会員は常に徳性を磨き」「謙讓の精神のもとに努力しなければならない」と説諭している。人格優劣が分離独立の理由という「會記」を新入会員が継承するように誓わせている。被告一弁は人格差別思想を組織として強制して分裂を継続させていること。
-5	同上616号	令和7年2月/被告一弁	令和7年度の宣誓式について常議員会議長は「このような儀式をおこなうのは全国でも当会だけですがやはり当会に相応しい伝統的なイベントと思う」とコメントしている。ひとり被告一弁だけは明治憲法下で許された人格優劣思想を継承させるため宣誓式を

			行っている。現憲法下においてもなお反人権思想を維持しようとする被告一弁の特殊性が覗われる。
37-1 ～3	被告一弁HP	令和7年8月4日/被告一弁	「會記」が会則の冒頭に表示され、会則・規則を統率する”前文”としての体裁をとっていること。また「會記」の最終改正日が1932年3月15日と表示されていること。會記は被告一弁会員の日常活動の規範となっていると説明されていること
38-1	日本国憲法前文	令和7年8月4日/法令検索	憲法も各条項の前に「前文」が記載されている。この前文も憲法典の一部を構成している。被告一弁の會記が会則集冒頭に掲載されているのは憲法前文と同様な位置づけと考えられる。
-2	日本国憲法論	2020年9月20日/ 佐藤幸治	憲法前文は法的規範性を有し、憲法本文の各条項の解釈に基準になる。同様に被告一弁の會記も法規範性を有し、会則や諸規則の解釈基準となっている。
39-1	新コンメンタール憲法	2019年6月25日/ 日本評論社	憲法15条の公務員には「かつての三公社の職員や日本銀行の職員など準公務員といわれる者・・も含まれる」としている。本来なら弁護士会会长は「公務員」に該当する。しかし被告三会の会長はバラバラに鼎立しており代表の資格はない。原告ら東京三会の会員は代表者を選出する権利を奪われていること。また「全体の奉仕者」とは国民全体の利益に仕える者であるが、被告一弁の会長は人格優越会員という一部の特殊会員の代表者でしかないから、代表者の資格がないこと。
-2	注釈日本国憲法	平成29年1月30日/ 長崎勝男	憲法15条の公務員には「・・司法部の事務を担当する者のすべてを含む」と説明されているから弁護士会会长も含まれる。「全体の奉仕者」とは「一部の党派、団体、階層等のために奉仕する者であってはならないことを意味する」と説明されている。被告三会の会長は、公務員としての資質を欠いていること。
40	令和6年度第二東京弁護士会決算報告書5頁	令和6年5月29日/ 被告二弁	甲34号証3として提出した決算報告書の末尾ページが欠けていたので追完する。事務管理費として209,988,673円が支出されていること。
41	条解弁護士法	令和4年9月30日/ 被告日弁連	①単位会の会則の制定やその（必要的記載事項）変更は被告日弁連の「承認」が必要とされること。会則という名称がつかなくとも実質的に会則であれば承認が必要となる。承認に際し被告日弁連はその修正や指導する権限と責任がある。 ②弁護士自治を採用した結果、単位会の上級機関として被告日弁連が設置された。被告日弁連の単位会に対する指導・監督は弁護

			士自治のかなめであること。
42-1, 2	被告一弁会則集	昭和57年、同61年/被告一弁	昭和57年の会則には「會記」は登載されていないが、同61年の会則集から「會記」が登載されたこと。従って、この間に「會記」が会則として成立し、被告日弁連も「承認」を与えたものと推測されること。
43	憲法（抄/p160～161, p330～338）	2020年2月20日/渋谷秀樹	<p>①思想良心の自由として「思想に基づく不利益処遇」が指摘されている。被告一弁では會記は会則であるから、それに違反する言動は会の信用や秩序を害する行為として懲戒の対象となる。懲戒という強力な不利益処遇を背景に思想の自由を侵害している。會記によって弁護士会の分断が維持され、三会の会員は極めて深刻な不利益を蒙っている。</p> <p>②「特定思想の強制」の例として戦前の「教育勅語」による思想教育を指摘している。被告一弁が新入会員に強制する宣誓も思想教育として許されない。會記を会則としてその遵守を求める行為も「特定思想に結びついた行為の強制」に該当する。</p> <p>③「思想に反する行為の強制」として税理士会政治献金と司法書士会寄付強制の各最高裁判例が紹介されている。強制加入の公益法人はさまざまな思想・良心をもつ者から構成されることが当然の前提とされていると指摘している。人格差別思想の強制や、分裂組織に強制的に組み込むことは思想に反する行為の強制である</p>
44	教育勅語と現代訳	令和7年9月9日/ネットによる	戦前の教育勅語である。「徳は深く厚い」「行動は慎み」「公のために奉仕し」「国民がともに守らねばならない」して全体主義的な徳の思想を展開し「これこそ我が国の優れたところ」として優越的な記述となっている。「會記」の記述とかなり類似している。この教育勅語は現憲法下の基本理念と相容れないため失効している。會記も同様に失効させるべきであること。